定 款

2022年 6 月 日鉄ソリューションズ株式会社 (商号)

第1条 本会社の商号は、日鉄ソリューションズ株式会社とする。 英文では NS Solutions Corporation と表示する。

(目的)

- 第2条 本会社の目的は、次の事業を営むこととする。
 - 経営及び情報システムに関するコンサルテーション 1.
 - 情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守、運用及び管理
 - 情報システムに関するソフトウェア及びハードウェアの開発・製造、販売及び賃貸 IT(情報技術)を用いたアウトソーシングサービスその他の各種サービス

 - 情報システムに関する調査、研究及び教育
 - 労働者派遣事業
 - 電気工事業及び電気通信工事業 7.
 - 前各号に関連又は付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本会社の本店の所在地は、東京都港区とする。

- 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 取締役会
 - 監査等委員会 2.
 - 3. 会計監査人

(公告方法)

- 第5条 本会社は、電子公告を公告方法とする。
 - ② 本会社は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法を事故その他やむを得 ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社が発行することができる株式の総数は、423,992,000株とする。

(単元株式数)

第7条 本会社が発行する株式について、100株をもって株主が株主総会において1個の議決権を行 使することができる1単元の株式とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使す ることができない。
 - 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 1.
 - 本定款に定める権利 2.
 - 株主に割当てを受ける権利を与える募集株式の割当てを受ける権利
 - 株主に割当てを受ける権利を与える募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 単元未満株式を有する株主は本会社に対してその有する単元未満株式の数と併せて単元株 式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第11条 本会社の株式に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規

第3章 株主総会

(定時株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
 - ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - ② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことがで きる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使 することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 会社法第309条第2項各号に規定する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(議決権の不統一行使)

第18条 議決権を統一しないで行使する株主は、株主総会の日の3日前までに、本会社に対してその 有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を、書面又は電磁的方法により、通 知しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第19条 本会社の取締役は、13名以内とする。
 - ② 取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名とする。

(選任)

- 第20条 取締役を選任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度

- のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬その他の職務執行上の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表 取締役を選ぶ。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締 役が招集し、その議長となる。
 - ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
 - ③ 取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役に対してその通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案に つき当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものと みなす。

(重要な業務執行の委任)

第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務 執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任する ことができる。

(責任免除)

- 第27条 本会社は、法令の定めるところにより、取締役の任務を怠ったことにより、取締役(取締役であった者を含む。)が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってその責任を免除することができる。
 - ② 本会社は、法令の定めるところにより、取締役の任務を怠ったことにより、取締役(業務 執行取締役等である者を除く。)が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、 当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項 の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を当該取 締役と締結することができる。

第5章 執行役員

(執行役員)

第28条 本会社は、取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を置くことができる。

第6章 監查等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選ぶ。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会を招集する者は、監査等委員会の日の3日前までに、各監査等委員に対してその通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第31条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分等の決議)

第32条 本会社は、自己の株式の取得、準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する会社法第459条 第1項各号に定める事項を取締役会が定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 本会社の剰余金の配当の基準日は、3月31日、9月30日及びその他取締役会が定める日とする。

(配当金の除斥期間)

第34条 剰余金の配当財産が金銭である場合において、金銭の交付の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

- 1.変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1項ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和5	5年1	0月	1 目	制定
昭和6	2年	6月2	5 目	改正
昭和6	3年	1月2	2 目	改正
昭和6	3年	2月	1 目	改正
昭和6	3年	3月2	8 目	改正
平成	3年	3月2	5 目	改正
平成	6年	3月	4 日	改正
平成	6年	6月2	8 目	改正
平成	8年	2月2	3 目	改正
平成	9年	8月2	6 目	改正
平成1	0年	9月2	9 目	改正
平成 1	3年	4月	1 目	改正
平成1	4年	2月1	2 目	改正
平成1	4年	6月2	7 目	改正
平成 1	5年	6月2	5 目	改正
平成1	6年	6月2	4 日	改正

0 11 0 11	3 /.
8月19日	改正
6月24日	改正
6月27日	改正
6月20日	改正
6月19日	改正
1月 6日	(附則の削除)
6月27日	改正
0月 1日	(附則の削除)
6月21日	改正
6月19日	改正
1月 1日	改正
6月22日	改正
4月 1日	(附則の削除)
6月19日	改正
7月 1日	(附則の削除)
6月18日	改正
6月21日	改正
	6月27日 6月20日 6月19日 6月19日 6月月27日 6月月21日 6月月19日 6月月2日日 4月月19日 6月月19日 6月月19日 6月月19日 6月月19日